

# 福岡県公報

平成二十六年三月二十五日  
第三千五百八十一号  
増刊 ①

## 目次

規則 (第七号―第九号)

○福岡県農林業総合試験場手数料及び使用料条例施行規則

(農林水産政策課) ……………一

○福岡県港湾施設管理条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則

(港湾課) ……………五

○福岡県財務規則の一部を改正する規則

(会計管理局会計課) ……………五

○福岡県の職員の管理職手当に関する規則の一部を改正する規則

(人事委員会事務局給与公平課) ……………八

## 規則

福岡県農林業総合試験場手数料及び使用料条例施行規則を制定し、ここに公布する。

平成二十六年三月二十五日

福岡県知事 小川 洋

### 福岡県規則第七号

福岡県農林業総合試験場手数料及び使用料条例施行規則

(趣旨)

第一条 この規則は、福岡県農林業総合試験場手数料及び使用料条例(昭和二十四年福岡県条例第二十四号。以下「条例」という。)第六条の規定に基づき、条例の施行に  
関し必要な事項を定めるものとする。

(申請)

第二条 条例第三条の規定による申請は、分析、鑑定、試験等を受けようとする者にあ

つては様式第一号により、機械器具を使用しようとする者にあつては様式第二号により行うものとする。

(成績書の交付)

第三条 条例第五条の規定による成績書の交付は、様式第三号により行うものとする。

### 附則

(施行期日)

1 この規則は、平成二十六年四月一日から施行する。

(福岡県飼料分析手数料条例施行規則等の廃止)

2 次に掲げる規則は、廃止する。

一 福岡県飼料分析手数料条例施行規則(昭和三十四年福岡県規則第三十七号)

二 福岡県土壌、肥料等分析並びに手数料条例施行規則(昭和五十一年福岡県規則第四十号)

様式第 1 号 (第 2 条関係)

分析、鑑定、試験等申請書

年 月 日

福岡県農林業総合試験場長 殿

申請者

住所

氏名 (名称及び代表者の氏名) 印

電話

試料の分析、鑑定、試験等について次のとおり申請します。

1 依頼目的

2 依頼内容

- ・ 下記の該当する番号を丸で囲むこと。
- ・ 表のうち、区分、項目及び 1 単位当たりの手数料の欄については、「福岡県農林業総合試験場手数料及び使用料条例」別表に記載している内容を記入すること。

- (1) 農業に関する土壌肥料等分析
- (2) 飼料分析
- (3) 林業に関する土壌肥料等分析
- (4) 木材関係一般物理試験
- (5) 上記以外の林業に関係ある分析、鑑定又は試験

試料 (名称、説明等)	区 分	項 目	1 単位当たり の手数料 (円)	手数料計 (円)
		(合計 単位)		
		(合計 単位)		
		(合計 単位)		
手数料の合計				

3 成績書必要部数 部

様式第 2 号 (第 2 条関係)

## 機械器具使用許可申請書

年 月 日

福岡県農林業総合試験場長 殿

申請者

住所

氏名 (名称及び代表者の氏名) 印

電話

機械器具の使用について次のとおり申請します。

1 使用目的

2 使用日時

年 月 日 時 分 ~ 年 月 日 時 分

3 使用する機械器具等

機械器具名	使用時間	1 単位当たり の使用料 (円)	使用料計 (円)
使用料の合計			

※ 機械器具名及び 1 単位当たりの使用料の欄については、「福岡県農林業総合試験場手数料及び使用料条例」別表に記載している内容を記入すること。

様式第 3 号 (第 3 条関係)

分析、鑑定、試験等成績書

第 号  
年 月 日

殿

福岡県農林業総合試験場長 印

年 月 日に申請のあった分析、鑑定、試験等について、下記のとおり結果を通知  
します。

記

試料名	
分析、鑑定、試験 等の方法	
結 果	
分析、鑑定、試験 等の実施場所	

※ 試験結果の改変、一部転載は不可。

福岡県港湾施設管理条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則を制定し、ここに公布する。

平成二十六年三月二十五日

福岡県知事 小川 洋

福岡県規則第八号

福岡県港湾施設管理条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則

福岡県港湾施設管理条例の一部を改正する条例(平成二十六年福岡県条例第一号)の施行期日は、平成二十六年四月一日とする。

福岡県財務規則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

平成二十六年三月二十五日

福岡県知事 小川 洋

福岡県規則第九号

福岡県財務規則の一部を改正する規則

福岡県財務規則(昭和三十九年福岡県規則第二十三号)の一部を次のように改正する。

第七十条第一項中「次に掲げる者が」を削り、「ときは」を「者は、次に掲げる書類を添付して」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、地方公共団体が売りさばき人の指定を受けようとする場合にあつては、当該書類を添付することを要しない。

第七十条第一項各号を次のように改める。

一 指定を受けようとする者の預金現在高に関する金融機関の証明書

二 指定を受けようとする者が法人等の場合は、当該法人等の定款、寄附行為又は規約等及び役員名簿等

三 指定を受けようとする者が個人の場合は、住民票の写し

第七十条第二項を削り、同条第三項を同条第二項とし、同条第四項中「第一項から第三項まで」を「前二項」に改め、同項第四号を同項第六号とし、同項第三号の次に次の二号を加える。

四 指定を受けようとする者又はその役員等が、福岡県暴力団排除条例(平成二十一年福岡県条例第五十九号)第十五条第二項、第十七条の三、第十九条第二項又は第二十条第二項の規定に違反した者で、同条例第二十三条第一項の規定により、同条例第二十条の勧告に従わなかった旨を公表された日から起算して二年を経過しないものであるとき。

五 指定を受けようとする者又はその役員等が、福岡県暴力団排除条例第二十五条第一項第三号の規定により懲役又は罰金の刑に処せられた者で、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して五年を経過しないものであるとき。

第七十条第四項を同条第三項とする。

第七十二条第二項中「第七十条第三項」を「第七十条第二項」に改める。

第七十四条第一項中「次の各号の一に該当する場合」を「この規則に違反したとき又は売りさばききを行うに足る信用を有する者でないと認められるとき」に改め、各号を削り、同条第二項第二号中「行う者」の下に「(以下「売りさばき人等」という。)」を加え、同項第四号中「売りさばき人又は売りさばき人の役員等」を「売りさばき人等」に改め、同条を同項第六号とし、同項第三号の次に次の二号を加える。

四 売りさばき人等が、福岡県暴力団排除条例第十五条第二項、第十七条の三、第十九条第二項又は第二十条第二項の規定に違反した者で、売りさばき人の指定後に同条例第二十三条第一項の規定により、同条例第二十条の勧告に従わなかった旨を公表されたものであることが判明したとき。

五 売りさばき人等が、売りさばき人の指定後に福岡県暴力団排除条例第二十五条第一項第三号の規定により懲役又は罰金の刑に処せられたことが判明したとき。

第八十条第二号中「(様式第六十七号)」を「(売りさばき人の指定年月日、住所、氏名、売りさばき所その他売りさばき人に係る事項を記載したものをいう。)」に改める。第八十条の二の見出し中「報告」の下に「又は調査」を加え、同条中「求めるものとする」を「求め、又は調査を行うことができる」に改める。

第一百七十三条第一項中「三・〇パーセント」を「二・九パーセント」に改める。

別表三課又は財務担当所名の欄中「警察本部駐車対策課」を「警察本部交通指導課」に改める。

様式目次中

「様式第六十七号 領収証紙売りさばき人台帳（本庁）」

第八十条を

「様式第六十七号 削除

」に改める。

様式第五十七号の（裏）を次のように改める。

(裏)

## 注 意 事 項

- 1 売りさばき人が、福岡県財務規則(昭和39年福岡県規則第23号)に違反したとき又は次の各号の一に該当して売りさばきを行うに足る信用を有する者でないと認められるときは、売りさばき人の指定を取り消すことがあること。
  - イ 売りさばき業務に関して、着服や売りさばき人証の貸与等の不正行為を行ったとき。
  - ロ 売りさばき業務に関する経理が不適正であると認められたとき。
  - ハ 二年間以上証紙の買受けがなく、かつ、その後の売りさばき業務について継続意思の確認ができないとき。
  - ニ 破産又は失踪の宣告その他の売りさばき人として不適当な事由が認められるとき。
- 2 次の各号の一に該当するときは、売りさばき人の指定を取り消すこと。
  - イ 売りさばき人が、暴力団であることが判明したとき。
  - ロ 売りさばき人、売りさばき人の役員等又は売りさばきを行う者(以下「売りさばき人等」という。)が、暴力団員等であることが判明したとき。
  - ハ 売りさばき所が、暴力団又は暴力団員等が所有し、又は借り受けている所であることが判明したとき。
  - ニ 売りさばき人等が、福岡県暴力団排除条例(平成21年福岡県条例第59号)第15条第2項、第17条の3、第19条第2項又は第20条第2項の規定に違反した者で、売りさばき人の指定後に同条例第23条第1項の規定により、同条例第22条の勧告に従わなかった旨を公表されたものであることが判明したとき。
  - ホ 売りさばき人等が、売りさばき人の指定後に福岡県暴力団排除条例第25条第1項第3号の規定により懲役又は罰金の刑に処せられたことが判明したとき。
  - ヘ 売りさばき人等が、暴力団又は暴力団員等と密接な交際を有し、又は社会的に非難される関係を有していることが判明したとき。
- 3 売りさばき所の見やすいところに、売りさばき所の標識を掲げること。
- 4 証紙は売りさばきに支障のないよう備えておき、額面金額をもって売りさばくこと。また、汚損・毀損した証紙を売りさばいてはならないこと。
- 5 売りさばき人証は貸与してはならず、証紙買受けのときに提示すること。
- 6 住所、氏名若しくは売りさばき所を変更するとき又は売りさばき業務を廃止等するときは、福岡県会計管理局会計課に連絡すること。

領収証紙代金納入書に用いる印鑑押印欄

(領収証紙を買い受けるときは必ずこの印鑑を押印すること。)

印

様式第六十七号を次のように改める。

様式第 67 号 削除

様式第三百十号その一から様式第三百十号その三までの様式中「1.05」を「1.08」に改める。

様式第三百十一号その一から様式第三百十一号その三まで及び様式第三百十二号その一から様式第三百十二号その三までの様式中「105 分の 100」を「108 分の 100」に、「5 %」を「8 %」に、「105 分の 5」を「108 分の 8」に、「30 パーセント」を「29 パーセント」に改める。

様式第三百十三号中「30 パーセント」を「29 パーセント」に改める。

様式第三百十三号の二中「の 105 分の 5」を「の 108 分の 8」に改める。

様式第三百十四号中「30 パーセント」を「29 パーセント」に、「105 分の 5」を「108 分の 8」に改める。

様式第三百七十五号及び様式第三百七十五号の二の様式中「1.05」を「1.08」に改める。

附 則

この規則は、平成二十六年四月一日から施行する。

人事委員会

福岡県の職員の管理職手当に関する規則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

平成二十六年三月二十五日

福岡県人事委員会委員長 箕 田 孝 行

福岡県人事委員会規則第一号

福岡県の職員の管理職手当に関する規則の一部を改正する規則

福岡県の職員の管理職手当に関する規則（昭和四十年福岡県人事委員会規則第十五号

）の一部を次のように改正する。

別表第一公安委員会の項中

署長（中央、博多、東、南、早良、西、粕屋、筑紫野、小倉北、小倉南、八幡西、折尾、門司、飯塚、田川、久留米、大牟田）

を

署長（中央、博多、東、南、早良、西、粕屋、春日、筑紫野、小倉北、小倉南、八幡西、折尾、飯塚、田川、久留米、大牟田）

に、

署長（糸島、宗像、朝倉、八幡東、若松、戸畑、行橋、直方、筑後、八女、柳川）

を

署長（糸島、宗像、朝倉、八幡東、若松、戸畑、門司、行橋、直方、筑後、八女、柳川）

に改める。

附 則

この規則は、平成二十六年四月一日から施行する。